

松井さん、混合診療の解禁はなぜ必要ですか？



まつい みちお
松井 道夫さん

松井証券社長

一橋大卒。76年日本郵船入社、87年松井証券に入り95年社長。54歳。07年1月から規制改革会議委員。

健康保険が適用される治療と保険適用外の治療を組み合わせる「混合診療」について、政府の規制改革会議は全面解禁を主張し、厚生労働省と衝突している。なぜ対立するのか。同会議委員の松井道夫・松井証券社長に聞いた。

▼なぜ混合診療解禁が必要なのか。

「医療は日進月歩だ。現行制度では、保険外の治療を追加的に受けると

ざっくりばらん

保険内の治療ですべて自費負担になってしまいい、泣く泣く保険外治療を断念する例も出てくる。公立学校に通う子どもが補習塾に通ったら、教育委員会が『それでは公立学校の公的補助分も払え』と命じるようなものだ。塾なら通うのをやめればすむが、医療は命にかかわる」

▼解禁で保険外の治療が広がれば、金持ち優遇になりませんか。

「むしろ逆ではないか。混合診療禁止で本当に困るのは経済的に余裕のない人たちだ。『弱者は保険が認められるまで我慢しろ』というふうなもので、乱暴な論理だ」

▼保険外の診療は、安全確保などの面から問題がありませんか。

「安全は保険対象であることがなからうが確保しなければならぬ。安全性に問題のある治療を取り締まるこそ厚生労働省の任務で、医師の質を問うなら医師免許制度を見直すべきだ。安全・有効性が確認され、世界中で普及している薬や治療法が、日本では保険の対象外という例は山ほどある。『安全でないから認められない』はあっても『認められていないから安全ではない』とは言えない」

▼なぜ厚生労働省は解禁に反対するのだと考えますか。

「医療サービスはあくまでも配給。しかも『供給者』は医師ではなく国家であり、統制しなければ国民皆保険制度は崩壊するとも思っているのではない。消費者・患者側の視点が見事に欠けている。一種のパターナリズム(家父長主義)だろう。」

「弱者は我慢」は乱暴な論理

先月7日に東京地裁で混合診療禁止を違法とする画期的な判決が出たが、厚生労働省は控訴した。多くの患者さんの切実な思いを承知の上でなのか。弱者の視点を立ち、控訴を取り下げていただきたい(聞き手・平野春木)

混合診療解禁問題 規制改革会議の前身の規制改革・民間開放推進会議と厚生労働省は04年に、先進医療や一定回数を超える医療行為などで保険外診療と保険のきく診療の併用を認めることで基本合意した。しかし、会議側は合意の趣旨が徹底していないと主張。17日に舛添厚労相と岸田規制改革担当相が会談し、年内に会議がまとめる2次答申には全面解禁を盛り込まないとする一方、混合診療を認める対象を狭めた05年の厚生労働省通達の撤回を確認した。